

## 2023年度海外留学支援制度（協定派遣）における渡航支援金について

2023年度海外留学支援制度（協定派遣）における渡航支援金（以下「渡航支援金」という。）の受給を希望する者がいる場合、下記を参照のうえ渡航支援金の支給対象となるかを判断してください。

## 1. 支給金額

一定の家計基準又は派遣期間を満たしている場合、渡航支援金の支給対象者となります。支援金の額は下表のとおりです。以下2－(ア)・(イ)の両方に該当する場合は、(ア)のみの支給対象者となります。

渡航支援金（家計基準）	渡航支援金（派遣期間）
16万円	13万円

- ※ 定められた渡航支援金の額を変更しての支給や分割支給、派遣プログラム参加費を差し引いての支給等はありません。
- ※ 渡航支援金を受給後、派遣学生としての登録を取り消す場合は、渡航支援金を全額返納する必要があります。
- ※ 同一派遣学生を同一プログラムで複数回派遣する場合は、初回の渡航時のみ支給します。
- ※ 同一派遣学生を複数プログラムに派遣する場合は、プログラムごとに渡航支援金を支給できます。

## 2. 支給対象・基準

## (ア) 家計基準

派遣学生の家計基準により渡航支援金支給対象であるか否かを判断する場合、家計支持者全員の収入・所得金額の合計が次の金額である派遣学生が対象です。

給与所得者の場合	年間収入金額（税込）が300万円以下
給与所得以外の所得を含む場合	年間所得金額（必要経費等控除後）200万円以下

- ※ 本制度では、家族構成や在籍大学等の学種・設置形態を問わず、上記の家計基準を満たすことを証明できる派遣学生に渡航支援金を支給します。
- ※ 年金のうち、老齢年金は収入に含まれます。遺族年金、障害年金は含みません。
- ※ 養育費は収入に含まれません。
- ※ 家計支持者がそれぞれ給与所得者、給与所得者以外であった場合は、「給与所得者以外の所得を含む場合（年間所得金額200万円以下）」で判断してください。

## (イ) 派遣期間

派遣学生は派遣期間により渡航支援金支給対象者であるか否かを判断する場合、新規登録時の奨学金支給回数が6回以上の派遣学生が対象です。登録変更により奨学金支給回数が6回未満から6回以上となっても渡航支援金の対象にはなりません。

## 3. 提出する書類

## (ア) 家計基準

家計支持者の収入・所得を証明する書類の提出が必要となります。

提出対象者	提出書類
父母双方	・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類 ・「家族構成申告書」【様式R-3】
父母のいずれか	・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・「家族構成申告書」【様式R-3】

父母以外 (例：祖父母、兄)	・父母以外（複数いる場合は主たる家計支持者1人）の収入・所得を証明する書類 ・「家族構成申告書」【様式R-3】
-------------------	--

※「家計支持者」は、原則として**父母双方**となります。父母双方以外（例：「父母のいずれか」、「父母以外」、「学生自身」）のケースに該当する場合、**事実関係が確認できる証明書類（例：戸籍謄本、戸籍抄本、住民票等）**を追加で提出する必要があります。家計支持者の様々なケース、並びに事実関係を確認するために提出を必要とする証明書類については、「2023年度海外留学支援制度（協定派遣）事務手続きの手引き」p. 14、15を参照してください。

[派遣学生が家計支持者の場合]

提出対象者	提出書類
派遣学生のみ	・派遣学生の収入・所得（48万円以上）を証明する書類 ・「独立生計者 収入・支出確認書」【様式R-2】
派遣学生 及び配偶者	・派遣学生及び配偶者の収入・所得（双方の合算で48万円以上）を証明する書類 ・「独立生計者 収入・支出確認書」【様式R-2】

【派遣学生（及び配偶者）の収入・所得が48万円未満の場合】  
収入・所得が48万円未満の場合、独立生計者とはみなせないため、追加書類が必要です。

○奨学金（給付型又は貸与型）を受給している者  
2022年中に申請者本人が受給した奨学金総額を証明する書類  
※2022年中の受給総額が103万円を超えることを確認してください。  
※書類は、奨学金支給団体が発行するものに限り、奨学金の名称、奨学金受給期間、受給金額が記載されている書類の写しを確認してください。

○預貯金を切り崩して生活している者  
生活費の管理に使用している預貯金通帳の「口座名義人」と「直近3か月分記帳部分」の写し  
※3か月分支出額の平均から算出される12ヶ月分支出額が103万円を超えることを確認してください。

(イ) 派遣期間

奨学金支給回数によって自動的に判断されますので、原則、証明書は不要です。

4. 収入・所得を証明する年及び書類

原則、2023年度所得証明書（2022年中の所得）で、上記①（ア）「家計基準」を満たしているか確認してください。ただし、2023年6月頃までに派遣学生として登録する者で、2023年度所得証明書の発行が間に合わない場合は、2022年度の所得証明書（2021年中の所得）で構いません。

所得を証明する書類
市区町村役場発行の所得証明書（写し可） ※「所得証明書」の名称は市町村によって異なる場合があります。 (例：課税証明書、非課税証明書、など)

※ 父母等が海外勤務の場合は、給与明細書（2022年1～12月分）の写しにより、「総支給額（支払総額）」（税込）を確認してください。日本円以外の通貨の場合は、書類提出時の外国為替レートで円換

- 算してください。円換算時に使用した外国為替レートについても、記録を残してください。
- ※ 市区町村役場発行の所得証明書の代わりに以下の書類で確認しても構いません。

給与所得者の場合	<p>令和4年（2022年）源泉徴収票の写し</p> <p>※源泉徴収票の「支払金額」欄を確認してください。</p> <p>※2人以上の収入の合算で計算する場合で、給与所得以外の所得を含む対象差者がいる場合は、給与所得者については所得金額として「給与所得控除後の金額」欄を確認してください。</p>
給与所得以外の所得を含む場合	<p>令和4年（2022年）確定申告書（第一表と第二表）（控）の写し</p> <p>※確定申告書（控）の「所得金額」欄を確認してください。</p> <p>※郵送や持参により確定申告を行っている場合は、写しに税務署の受付印があるか確認してください。</p> <p>※電子申告（e-Tax）により確定申告を行っている場合は、「受信通知」又は「即時通知」の写しを提出してください。</p>

## 5. 支給方法

初回の奨学金支給時まで（初回の奨学金支給時を含む）に支給します。